

■ 会員規約

JRAA（一社）全国原状回復業協会会員規約

一般社団法人 全国原状回復業協会入会会員に関する規約

第1条（正会員）

一般社団法人 全国原状回復業協会（以下当協会という）の目的及び活動主旨に賛同して入会した法人・個人を正会員（以下会員という）とする。

第2条（入会申込）

当協会に入会しようとする法人・個人は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて申し込むものとする。

第3条（退会）

退会は会員の自由意思とし、退会希望者は退会のための所要手続きを行い、随時退会できる。

会員が以下の各号の何れかに該当する場合には、会員資格を喪失し、自動的に当協会を退会したものとみなす。

- （1）当協会の入会、登録承認を取消した場合
- （2）会員が本規約の何れかの条項に違反し、当該当協会が除名を決定した場合
- （3）会員が所定の手続きに従い退会を申し出た場合
- （4）定めた所定の年会費を、3ヶ月以上滞納した場合

第4条（会費）

当協会の会員は、以下の区分に従い入会金と年会費を納入しなければならない。ただし、別途理事会にて定めがある場合はこの限りではない。

（1）入会金・年会費の納入は前納一括払いとし、当協会の定める期限までに当協会が指定する銀行口座に振込みにてよって入金するものとする。既入した、入会金・年会費についてはいかなる場合も返金しないものとする。年度の途中で入会される場合は入会月によって全期後期で区別した入会金と年会費を申し受けるものとする。

- （2）翌年以降の年会費は口座振替のみとなります。

会員種別	法人会員		個人会員	
	全期	後期	全期	後期
申込期				
初年度期間	4月以降～3月末	10月以降～3月末	4月以降～3月末	10月以降～3月末
入会金	20,000円	20,000円	10,000円	10,000円
年会費	24,000円	12,000円	12,000円	6,000円
合計	44,000円	32,000円	22,000円	16,000円

第5条（特典）

会員は次の特典を受けることができる。

- （1）会員としての地位・証明。当協会会員の掲示、名刺への印字などにより当協会ブランドを活用して対外的にアピールできるものとする
- （2）その他

第6条（禁止事項）

会員は、次のことをしてはならない。

- （1）犯罪的行為に加担し、又はこれを促進する行為
- （2）公序良俗に反する行為
- （3）その他、当会の名誉を傷つけ、信用を失墜させる行動をとること
- （4）その他、法令に違反する行為
- （5）前各号の何れかに該当する恐れがあるものと、判断する行為

第7条（会員資格の喪失）

会員は次の事由によってその資格を失い退会する。

- （1）所定の退会手続きを完了したとき
- （2）会費納入期限を3ヶ月を過ぎるも会費の納入がないとき
- （3）死亡したとき
- （4）転居、行方不明など所在の知れないとき
- （5）理事会において第8条の事由により、除名の決議がなされたとき

第8条（除名）

会員が次の各項の一つに該当するときは、理事会の決議をもってこれを除名することができる。

- (1) 第6条に定める禁止事項に違反したとき
- (2) その他、当法人の活動主旨に反する行動をとったとき、当法人の信用を失う行為があったとき

第9条（本規約の改廃）

本規約を改廃しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

第10条（紛争解決）

当協会と会員間の紛争等が生じた場合はお互いに誠実に協議するものとし、協議でも解決しない場合は裁判に移行することとし、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上

(2017年1月30日制定)

J R A A 一般社団法人 全国原状回復業協会
〒612-8445 京都市伏見区竹田浄菩提院町298-1